

令和7年度

定期監査結果報告書

(第3次分)

和泉市監査委員

頁数には表紙・目次等を含みます。

監査報告第18号
令和8年5月21日

和泉市長 辻 宏康 様
和泉市議会議長 山本 秀明 様
和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志 様

和泉市監査委員 船富 康次
和泉市監査委員 埴田 英伸

令和7年度定期監査結果報告

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和7年度の定期監査（第3次分）を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

第 1	和泉市監査基準への準拠	4
第 2	監査の種類	4
第 3	監査の対象	4
第 4	監査の主な着眼点	4
第 5	監査の主な実施内容	4
第 6	監査の日程及び実施場所	5
第 7	監査の結果	5
第 8	むすび	15

第1 和泉市監査基準への準拠

令和7年度定期監査（第3次分）については、和泉市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

- ・地方自治法第199条第1項に基づく財務監査
- ・地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

第3 監査の対象

- 1 対象部署：庁内各課（室）
- 2 対象事務：令和7年4月1日から令和7年10月31日までの事務事業

第4 監査の主な着眼点

- 1 業務委託・賃貸借契約事務について
 - ・契約方法（入札又は随意契約）や支出の時期及び金額は適切か。また、検査検収は適切に行われているか。
- 2 システム利用料について
 - ・契約方法（入札又は随意契約）や支出の時期及び金額は適切か。
- 3 現金の取扱いについて
 - ・公金・準公金の取扱いが、「和泉市公金管理規程」及び「和泉市準公金事務取扱規程」に基づき、適正に行われているか。
- 4 各部署における個別資料について
 - ・個別資料に基づき、進捗状況等を確認し、着実に事務事業を遂行しているか。

第5 監査の主な実施内容

監査基準第16条に基づき、次の実施手続きを組み合わせる監査を行った。

- 1 実 査：事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- 2 確 認：事実の存否について、当該事項に関係のない第三者の証明書等の証拠をもって確かめる。
- 3 証憑突合：資産、負債、取引や事象が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる。
- 4 計算突合：記録や文書の計算の正確性を自ら計算し確かめる。
- 5 質 問：事実の存否又は問題点について、監査対象部署の職員などに質問して回答又は説明を求める。
- 6 閲 覧：紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる。

第6 監査の日程及び実施場所

- 1 実施日程：令和7年12月8日から令和8年2月4日まで
- 2 実施場所：市役所会議室

第7 監査の結果

財務及び行政監査の結果、多くの部署では、事務処理について、適正かつ効率的に執行されていたが、「委託契約に関する契約条項に基づく事務処理」、「和泉市財務規則」及び「各種ガイドライン」等に基づく事務処理において、一部、指摘事項が認められた。については、必要な措置を講じるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

なお、各部署における指摘事項並びに意見については、以下のとおりである。

【危機管理部】

(1) 危機管理課

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

市内小中学校等備蓄倉庫に保管している災害用備蓄用品について、品目の種類、数量、消費期限などをデータ管理するとともに定期的に実地確認を行っている。

管理方法の効率化を図る観点から、例えば、民間事業者に管理を委託する方法を検討するなど引き続き、適切な管理に努められたい。

【市長公室】

(1) 秘書課

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(2) 広報・協働推進室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

シティプロモーション推進として、和泉市への移住定住の促進を目的に「結婚新生活支援補助事業」や「南部地域等移住定住支援補助事業」の取組に加えて、CATV 広報番組やSNS等を通じて市の情報を発信している。ひとりでも多くの方に和泉市の魅力を知ってもらえるよう、引き続き積極的な広報活動に努められたい。

(3) 政策企画室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

1 市全体におけるシステム関連の委託契約などの多くが随意契約となっており、政策企画室においては、各課のシステム関連の案件についてシステム調達企画書を確認し、見積金額の精査等を行っている。

契約金額の適正性及び費用対効果について、システムエンジニア1人あたりの単価や必要な工程数など、専門職により精査し、職員に指導等を行い意識改革に努められたい。

2 人口減少による労働力不足が深刻化する中で、住民サービスを向上させていくためには、更なるDXの推進により業務効率化を図ることが必要である。今後も計画的にDXの推進に取り組みられるとともに、併せて、DXを導入した事業については、効果検証し課題解決に取り組みられたい。

(4) 人事課

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

1 職員の確保については、初任給日本一の水準への引き上げや採用試験の前倒し、一次試験が全国のどこでも受験可能なテストセンター方式を採用するなど様々取り組んでいるが、その一方で退職者数が高止まりしている。働きやすい職場環境の整備やキャリア支援に加え、職員同士のコミュニケーションの促進など、人材の定着を図る取組についても検討されたい。

2 超過勤務の状況について、各課ごとの実績を人事課において管理しており、超過勤務の削減に向けて、各課において業務平準化や効率化などに取り組んでいる。超過勤務が多い職場について、その原因等を分析し人事課としての施策に活かされたい。

【総務部】

(1) 総務管財室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

現金取扱事務について、毎年庁内各課からヒアリングを実施し、削減の提案などを行っている。

今後も関係部署と連携し、更なる現金取扱事務の削減に取り組みられたい。

(2) 財政課

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

各課の予算について、財政課において事業の必要性、費用対効果などをヒアリング調査等実施し、限られた予算で健全な財政運営を図りつつ予算を配分している。

財政課における予算の査定について、各課において事業のスクラップアンドビルドを徹底し、引き続き必要な事業に予算が配分されるよう取り組まれない。

(3) 税務室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

従前からの定期監査等での意見（償却資産申告の適正化を図る施策の実施）を踏まえ、令和7年度から、太陽光発電設備設置に係る申告状況について、調査等を実施し適正・公平な課税の実現に取り組んでいる。

今後も、更なる市税収入の確保及び適正課税に向けた取組を実施されたい。

(4) 滞納債権整理回収課

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

他部署から引き継がれた債権について、主に預金などを差し押さえて滞納整理に取り組んでいるが、国などでは自動車、高級時計、宝石などの動産を差し押さえ、入札等の方法による公売を実施し債権を回収しているため、更なる滞納整理の取組を検討されたい。

(5) 契約検査室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

随意契約は一般競争入札を原則とする契約方法の例外であるため、契約検査室においては、随意契約を行う場合には、「和泉市随意契約ガイドライン」（以下「随意契約ガイドライン」という。）に基づき、金額の妥当性、経済的合理性や緊急性、業務の特殊性など、随意契約できると客観的、総合的に判断した根拠を明確にし、契約事務を行うよう指摘を行っているところである。

契約検査室においては、従前の契約内容をそのまま踏襲するのではなく、その都度内容の見直しを行い、適正性を検証するよう職員に再度周知するなど、意識改革に努められたい。

(6) 人権・男女参画室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

【環境産業部】

(1) 環境政策室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(2) 産業振興室

(指摘事項)

観光おもてなし処管理運営等委託契約について、契約書の個人情報に関する条項が「個人情報の保護に関する法律」の改正を踏まえた内容に改正されていなかった。

改正法令に基づき、適切に事務処理をされたい。

(意見)

来訪促進を目的にグルメマップの作成、お出かけナビや各種SNSの情報発信などを実施している。引き続き、ひとりでも多くの方が和泉市を訪れてくれるよう、魅力ある和泉市の情報発信に取り組まれない。

【福祉部】

(1) 福祉総務課

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

地域福祉相談員配置促進事業は、市内8か所の相談窓口コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、個別の相談内容に応じた適切な行政サービス窓口への橋渡しや制度のはざまにあるひきこもり相談など、身近な相談支援を実施している。

一方で、福祉関連の相談窓口は多岐にわたるため、市民が迷うことなく相談でき、必要な行政サービスや支援を受けることのできるよう分かりやすい案内の仕組みづくりを検討されたい。

(2) 高齢介護室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

高齢者支援に係る事業として、多くのきめ細やかなサービスを実施している。今後、高齢者人口が益々増加していく中、現在実施しているサービスについて効果測定し、市民のニーズにマッチした事業内容になるよう財政面も意識しながら、改善に努められたい。

(3) 障がい福祉課

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

和泉市障がい者相談事業については、障がい者に身近な相談先を設けることを目的に、市内4か所で相談窓口を運営している。

また、障がい者からの個別相談の内容を今後の施策に反映するため、基幹相談支援センターと定期的に協議を行っている。

今後も、事業効果の検証を行い、より効果的な運用に努められたい。

(4) 生活福祉課

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

【市民生活部】

(1) 市民室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

証明書交付手数料の支払について、更なる住民サービスの向上を目的に令和7年10月からペイペイに加えクレジットカード・電子マネー・コード決済を導入し、キャッシュレス決済の拡充に取り組んでいる。住民サービスの向上に加えて、職員が現金を取り扱う機会を減らす観点からも、キャッシュレス決済の利用率の向上について、目標値を設定するなど取組を充実されたい。

(2) 保険年金室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

特定健康診査の受診率向上について、AIを活用し勧奨効果の高い対象者を抽出し案内状を発送するなど、様々な取組を行っている。引き続き、国民健康保険被保険者の健康保持増進のために、受診率の向上を図られたい。

(3) 暮らしサポート課

(指摘事項)

無料法律相談委託について、契約書に個人情報取扱特記事項が添付されていなかった。

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に事務処理をされたい。

(意見)

生活困窮者自立相談支援事業について、市内8か所に相談窓口を設置して、生活困窮者が自立できるような支援プランを作成し、生活改善を促している。

一定の支援プラン作成の実績は認められるものの、生活改善まで繋げることに苦慮している。今後は、効果検証を行い、課題を抽出し解決に向けて取り組まれたい。

【子育て健康部】

(1) 子育て支援室

(指摘事項)

地域子育て支援センター事業業務委託において、契約書条項第14条では「受注者は、毎月の業務が完了したとき、発注者に対して業務完了届及び事業実績報告書を提出しなければならない。」と定められているが、業務完了届については、上半期及び下半期の支払時に、半期分をまとめて提出されていた。また、事業実績報告書については1年分をまとめて提出されていた。

契約条項に基づき、適切に事務処理をされたい。

(意見)

病児保育事業運營業務委託について、市内で1か所となっているが、共働き世帯の増加などによりニーズの高い事業であると考えられる。更なる子育て支援の充実を図るため、拡充等について検討されたい。

(2) 健康づくり推進室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

【都市デザイン部】

(1) 都市政策室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(2) 建築・開発指導室

(指摘事項)

開発登録簿発行手数料に係る現金出納帳について、15時以降に窓口で現金を受け取った場合には、翌日（又は週明け）に市金庫へ入金しているが、その日のうちに市金庫へ入金している記録になっていた。

「和泉市公金管理規程」並びに「和泉市職員による公金横領事案に係る再発防止策に関する報告書」における現金取扱事務の適正化に向けた取組（以下「再発防止策に関する報告書の取組」という。）に基づき、適正に事務処理をされたい。

(3) 建築住宅室

(指摘事項)

切手管理簿について、複数ページにわたる場合、糊付けし、割印する必要があるが、割印がされていなかった。

「郵便関係事務マニュアル」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(意見)

和泉市営住宅安心確保業務委託について、高齢者の孤独死やひきこもり防止を目的に、市営住宅の集会所や空き室を有効活用し、「登録者の安否確認」や「コミュニティづくり」などの運営管理を委託している。今後は、費用対効果の観点から、安否確認や生活相談が必要な方の登録者数や利用者数を増加させる取組について検討されたい。

(4) 都市整備室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

信太山丘陵里山自然公園や黒鳥山公園については、それぞれ目的に応じた整備が進んでいるが、更なる利便性や魅力向上を図り、来園者数を増加させる取組について検討されたい。

(5) 土木維持管理室

(指摘事項)

道路台帳図交付金に係る現金出納帳について、訂正印漏れがあった。

公共用地境界明示複写図面の交付代金の収納について、納入書の日付漏れがあった。

「和泉市公金管理規程」並びに「再発防止策に関する報告書の取組」に基づき、適正に事務処理をされたい。

【上下水道部】

(1) 水道事業会計及び一般会計

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(2) 公共下水道事業会計

(指摘事項)

受益者負担金収納において、現年度受益者負担金の領収印管理簿の記載漏れがあった。

「和泉市公金管理規程」等に基づき、適正に事務処理をされたい。

(3) 公共浄化槽事業会計及び一般会計

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

【会計室】

(1) 会計室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

財務会計事務について、「電子決裁システム」を導入し、出納事務に係る時間の短縮やペーパーレス化を図るなど事務改善に努めていた。

また、各種システム利用料や物品購入等に係る市への請求について、「電子請求システム」を導入し、事業者の利便性向上に努めていた。

引き続き、財務会計事務の効果的な改善に努められたい。

【行政委員会総合事務局】

(1) 選挙管理委員会事務局

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(2) 監査事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(3) 農業委員会事務局

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

【市議会事務局】

(1) 市議会事務局総務課

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

【消防本部】

(1) 総務課

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(2) 予防課

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

【教育・こども部】

(1) 教育総務課

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(2) 学校園管理室

(指摘事項)

随意契約である塵芥収集運搬業務委託の契約について、予定価格の積算根拠が添付されておらず、金額の妥当性が示されていない。

随意契約を行う場合、予定価格の設定に当たっては、「随意契約ガイドライン」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(意見)

消防本部予防課から指摘された学校における消防設備の不備について、軽微な修繕等で改修可能なものは、すぐに改善している。一方、工事が必要な場合には、順次計画的に改修を進めているところであるが、迅速な対応には至っていない。

子どもの命を預かっていることを念頭に、早急に改善を図るとともに、今後も速やかに対応されたい。

(3) 学校教育室

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

「いずみ希望塾」については、開校当初の定員 300 人から、現在では定員 850 人に拡大し実施している。引き続き、利用者（入塾者）からのニーズを把握し、更なる充実に取り組んでいただきたい。

(4) こども未来室

(指摘事項)

随意契約である留守家庭児童会の出退勤打刻システムの契約について、予定価格の積算根拠が添付されておらず、金額の妥当性が示されていない。

随意契約を行う場合、予定価格の設定に当たっては、「随意契約ガイドライン」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(意見)

- 1 「保育業務管理システム」や「午睡センサー」の導入により、保育士の業務が軽減され、子どもたちと向き合う時間の確保に繋がっている。今後も保育士が子どもたちと向き合う時間を確保できるように、更なる業務負担軽減に向けて取り組まれない。
- 2 留守家庭児童会支援員について、高齢化などによる人材不足が課題となっており、令和 7 年 4 月から榎尾学園留守家庭児童会の民間委託を開始している。本委託状況について効果検証し、留守家庭児童会の安定的な運営はもちろんのこと、例えば、中学校区ごとで広域的に運営するなど人材確保のため、幅広く検討されたい。

【生涯学習部】

(1) 生涯学習推進室

(指摘事項)

随意契約である駐車場賃貸借の契約について、随意契約理由書及び見積書が添付されていなかった。

「随意契約ガイドライン」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(2) 文化遺産活用課

(指摘事項)

文化財関係図書売上収入において、現金出納帳の記載漏れがあった。

「和泉市公金管理規程」並びに「再発防止策に関する報告書の取組」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(3) 久保惣記念美術館

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

美術館への入館者数増に向けた取組については、従来から、マスコミに対する情報発信やホームページ、各種SNS、紙媒体による広報を行っている。令和7年度においては、更なる認知度アップのため大阪・関西万博への出展や展覧会プロモーション動画配信等による情報発信を強化したとのことであるが、入館者の属性等を調査・分析し客観的なデータをもとに明確なターゲット層を設定した展覧会の企画など、今後も入館者増に向けて取り組まれない。

第8 むすび

令和7年度定期監査（第3次分）結果については、「第7 監査の結果」のとおり、事務処理において、一部、改善が必要な事項も認められたが、概ね適正かつ効率的に執行されていた。

今後も「地方自治法」、「地方自治法施行令」、「和泉市財務規則」などの各種法令を遵守し、事務処理を行うとともに、下記事項に留意し、適正な事務を遂行されたい。

1 現金の取扱いについて

令和7年1月に策定した指針に基づき、キャッシュレス決済の導入が拡充されるなど、職員が出来る限り現金を取り扱わない取組について、更に事務改善が図られている。

今後も、引き続き、各種法令を遵守するとともに、「和泉市職員による公金横領事案に係る再発防止策に関する報告書」や「和泉市公金管理規程」などの再確認を行い、現金取扱事務の適正化に向けた取組を継続されたい。

2 各種事業の精査について

各部署において、多くの事業を実施しているが、行政サービスにおいては、子どもから、高齢者、障がい者、子育て世代など、多様化する市民ニーズの変化に的確に対応することが求められている。とりわけ長期間継続している既存事業については、単に前例踏襲するのではなく、現状に即した内容となっているかを十分に検証し、効果や必要性を見極めることが重要である。

今後も、引き続き、スクラップアンドビルドの観点から、事業の見直しを行い、より効果的かつ効率的な事業運営に努められたい。

3 委託業務における随意契約について

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であることを十分に認識し、随意契約を行う場合には、「和泉市随意契約ガイドライン」に基づき、契約金額の妥当性、経済的合理性や緊急性、業務の特殊性など、随意契約できると客観的、総合的に判断した根拠を明確にした上で、契約事務を行う必要がある。

引き続き、契約の公平性・経済性及び透明性の確保に努め、適正な事務執行を徹底されたい。